

第3回 水素等規格委員会 パイプライン分科会

議事次第

1. 日 時 2025 年 5 月 28 日（水） 9:00～12:00
2. 場 所 特別民間法人高圧ガス保安協会 会議室 1、2
WEB 会議システム 併用
3. 議 事
 (1) 【審議】 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の原案
 (2) その他
4. 配布資料
 資料1-1 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の原案の策定手順
 資料1-2 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の原案（第2回分科会資料
 2-3）に対する意見とその対応案
 資料1-3 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の原案の概要
 資料1-4 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の原案
 資料1-5 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の原案に対する意見
 資料1-6 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の解説骨子
 資料1-7 CCS パイプラインに関する基準（KHKS）の解説骨子に対する意見
 資料 2 今後の予定
- 参考1 水素等設計規格委員会 パイプライン分科会 委員名簿
- 参考2 第2回 水素等規格委員会 パイプライン分科会 議事録
- 参考3 関連資料一覧（ガス工作物の技術基準を定める省令、ガス工作物技術
 基準の解釈例、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈につ
 いて（内規）、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について、
 コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について、高圧ガス保安
 法 逐条解説（高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行）、高圧ガス保
 安法 逐条解説（一般高圧ガス保安規則）、METI 産業構造審議会 保
 安・消費生活用品安全分科会 二酸化炭素貯留事業等安全小委員会
 開催資料（第2回）、同（第3回））

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。